

J Aバンク投信ネットサービス利用規定の一部改正について

(2 0 2 5 年 6 月 1 日 実施)

(下線部分は改正部分を示す。)

改 正	現 行
第 1 条 (規程の趣旨) ～ (省略) 第 13 条 (対面取引と額面取引) 第 14 条 (投資信託取引における <u>目論見書等の記載事項の提供方法</u>) 本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等 <u>の記載事項の提供は、電磁的方法により行うものとします。</u> <u>ただし、お客様から紙による交付を希望される旨の意思表示があった場合には、紙で提供します。</u> 2 前項の電磁的方法による <u>提供</u>は、P D F 形式のファイルをお客様に閲覧していただく方法により ます。P D F 閲覧ソフトおよび第 5 条で定める環境が必要となります。 3 電磁的方法により <u>提供した</u>書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様の 必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷して ください。 第 15 条 (取引報告書等の電子交付) ～ (省略) 第 29 条 (合意管轄) (以下省略)	第 1 条 (規程の趣旨) ～ (省略) 第 13 条 (対面取引と額面取引) 第 14 条 (投資信託取引における <u>書面の電磁的方法による交付の承諾</u>) 本サービスにおいて目論見書、契約締結前交付書面等 <u>を交付する方法は、お客様に承諾をいた いたうえで、書面の電磁的方法による交付の方法とさせていただきます。</u> <u>なお、上記方法をお客様が承諾されず、紙による交付となる場合は、投資信託の取引は、本サー ビスによらず、対面取引により行っていただくこととなります。</u> <u>また、本サービスによる投資信託の取引開始後に、目論見書、契約締結前交付書面等の交付につ いて、電磁的方法から紙による交付に変更される場合は、投資信託の取引は対面取引により行って いただくこととなります。</u> 2 前項の <u>書面の</u>電磁的方法による <u>交付の方法</u>は、P D F 形式のファイルをお客様に閲覧していただ く方法によります。P D F 閲覧ソフトおよび第 5 条で定める環境が必要となります。 3 電磁的方法により <u>交付された</u>書面は、投資信託取引を行った以降は閲覧できませんので、お客様 の必要に応じて、投資信託取引を行う前の閲覧の際にダウンロードして保存いただくか紙に印刷し てください。 第 15 条 (取引報告書等の電子交付) ～ (省略) 第 29 条 (合意管轄) (以下省略)